

税の申告は忘れずに!

2月16日～3月15日

令和5年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月16日から3月15日までの期間に行われます。

また、下記の日程で都合の悪い方については、期間内において役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※2月16日以前の受付は、一切できませんのでご了承ください。
 ※感染症予防対策として、ご来庁の際にはマスク着用での来庁をよろしく願います。

申告が必要な方

令和6年1月1日現在、長万部町内に住所を有し、令和5年中に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。

① 農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。

② 大工、左官、日雇いなどに従事していた方。

③ 給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。

④ 地代、家賃、株式配当など

の所得があつた方。

⑤ 山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。

⑥ 給与所得者で※雑損控除、医療費控除を受けようとする方。

※雑損控除：自然災害、火災、盗難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

医療費控除で税金が還付されます

本人および生計を一にする家族の令和5年中の医療費

金額が、10万円（または総所得金額の5%のうち小さい方の金額）を超えた場合（上限200万円）、この申告を行うことで令和5年中に納めた所得税の還付および令和6年度の道町民税額を抑えることができます。

申告に必要な書類を用意しましょう

ば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など）を忘れずにご持参ください。

国民健康保険に加入されている方は忘れずに申告を

マイナンバーのわかるもの、所得集計に必要な書類（例え
 令和6年度の国民健康保険税額は、令和5年の所得等を

【お問い合わせ先】

税務課 ☎ 2-2452

住民税の申告と納税相談日程

回	月	日	曜日	会場	対象地区名	時間
1	2月	16日	金	役2階会議室	曙大町	9時00分～16時00分
2	2月	19日	月	役2階会議室	本元町	9時00分～16時00分
3	2月	20日	火	役2階会議室	陣屋 屋泉町	9時00分～16時00分
4	2月	21日	水	役2階会議室	高砂町	9時00分～16時00分
5	2月	22日	木	役2階会議室	南栄町	9時00分～16時00分
6	2月	26日	月	役2階会議室	新開町	9時00分～16時00分
7	2月	27日	火	役2階会議室	大旭 浜浜	9時00分～16時00分
8	2月	28日	水	役2階会議室	平栗共 野原立	9時00分～16時00分
9	2月	29日	木	国縫振興会館	豊津・豊野 国縫・茶屋	10時00分～15時00分
10	3月	1日	金	中ノ沢振興会館	花中ノ岡	10時00分～12時00分
11	3月	4日	月	静狩振興会館	静狩	10時00分～15時00分
12	3月	5日	火	双葉振興会館	美畑・双葉 知来・蕨	10時00分～12時00分

※各振興会館での受付時間が短縮されました。